

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか 第1節 年金制度の現状と動向

年金制度は、個々の国民が自ら十分な備えをしておくことが容易でない老齡、障害、死亡の事故に対し、これによつて失われた所得を補うことにより安定した生活を保障することを目的としている。

わが国の年金制度は、現在、厚生年金保険(一般被用者を対象とするもの)、国民年金(被用者以外の一般国民を対象とするもの)、船員保険(船員を対象とするもの)、各種共済組合(公務員及びこれに準ずる者を対象とし、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合の別がある。)から成り立っているが、日本国民は、すべていずれかの年金制度に加入することになつており、どの制度に加入した場合でも老齡年金、障害年金、遺族年金(母子年金)の3種類の年金を中心とした給付が行なわれることになつている。

このような国民皆年金の状態が実現したのは、ようやく昭和36年になつてからのことで、同年4月これまで年金制度の対象とされなかつた農漁民、自営業者等のための制度として国民年金が実施されてからのことであつた。

今から10年前にあたる30年度には、近代的な社会保険の制度としては厚生年金保険(昭和17年労働者年金保険として創設されたもの)を中心として、船員保険(昭和15年創設)、国家公務員共済組合(恩給の対象とされない公務員を対象として出発したもの)等があつたが、これらはいずれも被用者のための年金制度であつた。なお、これらの年金制度のほか、軍人、官吏を対象とする特別の年金制度として、古い歴史をもつ恩給制度があつたが、漸次近代的な社会保険制度に吸収されるに至つている。

年金制度は、戦後における激しい経済変動によりいずれも著しい打撃を受けた。厚生年金保険制度についてみると、インフレーションにより低下する給付額を応急的に引き上げながら、かろうじて制度の崩壊を防ぎ、29年に至つてようやく新しい時代に対処するための改正が行なわれたところであつた。

この改正は、制度の本体ともいふべき老齡部門の再建という、いわば制度を創設するに等しい大改正であり、これによつて厚生年金保険制度の体系は、現行制度と基本的には変わらないものとなつたが、当時の経済事情を反映して保険料率が30/1,000と著しく低い水準にとどめられたこともあつて、その給付内容は、必ずしも他の制度と比較して十分な水準を確保するに至らなかつた。

一方、戦後における家族制度の崩壊や人口老齡化現象は、除々に年金制度への関心を集め、国民皆年金の実現こそ急務であると考えられるに至つた。医療保険における国民皆保険計画の推進も大きな要因となつて、被用者以外の国民に対する年金制度創設の準備が進められた。かくして、34年には国民年金法が制定され、これまで年金制度の対象からはずされていた農漁民、自営業者等のための年金制度が確立された。34年11月には、無拠出制の福祉年金(過去に年金制度に加入していなかつた者などのうち、特に年金による保護を必要とする老齡、障害、母子の状態にあるものに対して保険料の拠出なしで支給される年金)の支給が開始され、36年4月からは拠出制の年金が実施に移された。

これによつて、日本国民は誰れでも必ずいずれかの年金制度に加入することとなつたが、通常、年金制度では老齡給付を受けるには相当長期間同一制度に加入していることが要件とされる。したがつて、職場を移動したことに伴い公的年金各制度間を移動したことにより各制度で定められている老齡年金又は退職年金の受給に必要な資格期間を欠き年金が受けられなくなるという不合理を生ずることとなるが、この不合理を解消するため、各制度の加入期間を通算して年金を支給する通算年金制度も拠出制国民年金が実施された36年4月1日から同時に創設された。

かくして、一応年金制度は整備され、国民皆年金の体系は完成されたが、その給付の水準は依然として低く、その間の生活水準の向上にとり残され、老後の生活を保障するには著しく不満足なものといわざるを得ない状況にあった。

一方、近年における国民経済の高度成長に伴う生活水準の向上や人口構造の老齢化のすう勢は年金制度のいつそうの充実を促がす要因となり、同時に国民の将来の生活設計に対する関心も生活の向上とともに高まり、30年代の後半——特に最近の一兩年——には給付内容の向上を図るべき気運が熟してきた。

まず、厚生年金保険については、35年に給付水準の若干の引上げが行なわれたのみで制度創設以来20余年を経過し、老齢年金の支給が本格的に発生する時期を迎えたこともあり、40年には大幅な給付水準の引上げが行なわれた。老齢年金は、月額3,500円(改正直前の年金受給者の平均年金月額)から月額1万円(平均標準報酬2万5,000円、資格期間20年の場合)に一気に引き上げられ、またこれに見合つてそれぞれ障害年金、遺族年金の額が引き上げられた。それとともに新しい公的年金制度として厚生年金基金の制度が設けられ、企業を単位としてより高い水準の給付が行なわれることとなつた。

すなわち、企業の申請に基づき厚生大臣の認可を受けて設立される公法人たる厚生年金基金が、政府に代わつて老齢年金のうち報酬比例部分についてより高い水準の給付を行なおうとするものであるが、その具体的な内容は、政令等で定めることとされており、現在社会保険審議会で審議が進められている段階にある。

また、すでに約50万人に達する受給者が受けていた年金の額についても改正後の計算方式が適用され、大幅な給付額の引上げが行なわれたことは、国の制度である公的年金について実質的な内容を保障する原則を確立した点で改正内容のうち特に注目すべき点といえよう。

厚生年金保険法の改正に引き続いて、本年は国民年金について、大幅な給付改善を内容とする法律改正がなされた。制度当初において財政上の制約から給付額、支給範囲などの面で不十分な姿で出発したこともあり、前後数回の改正を行なつてきたが、本年は初の財政再計算期(少なくとも5年ごとに1回、給付費と保険料収入、予定運用収入及び国庫負担とを算定して将来にわたる財政状況を調査するもの)を迎え、抛出制年金で厚生年金の給付水準と対応して「夫婦で一万円年金」を中心とする大幅な給付改善を行なうこととなつた。これに伴い必要とされる費用負担については、低所得者の負担能力を考慮し、とりあえず最少限度の引上げにとどめ、今後段階的にその引上げを図ることとしている。また、福祉年金についても、その給付額を引き上げるとともに支給要件の緩和を図ることとしている。

次にわが国の年金制度を諸外国のそれとの関連において考察してみよう。

いま、主要諸国における年金制度の適用状況を労働人口に占める被保険者(抛出者)の割合によつてみると、ベルギー90.4%、フランス92・0%、ドイツ88.3%、イタリア90.0%(以上、1960年現在)、イギリス100%、アメリカ81・8%(以上1962年現在)となつている。これに対し、わが国の年金制度は、厚生年金保険及び国民年金を支柱として国民皆年金を達成していることはさきに述べたところである。

適用状況のほかに、現に年金給付を受けている者がどの程度いるかということも、その国の年金制度の充実の度合いを知るうえで重要な指標となる。ILO事務局が行なつた実験的研究によれば、老齢年金受給者の65歳以上人口に占める割合は、ベルギー66%(1957年、ただし、自営業者に対する制度は含まれていない。)、フランス90%(1956年)、ドイツ63%(1957年、ただし、公務員に対する制度は含まれていない。)、スウェーデン100%(1958年、ただし、67歳以上の老齢階層のもの)、イギリス74%(1957年)、アメリカ68%(1956年)となつている。これに対しわが国の現状をみると、老齢年金受給者数は漸次増加しているとはいえ、39年度末においては、400万人(恩給、厚生年金、国民年金((福祉)),船員保険、各種共済年金等)であり、このうち国民年金の補完的福祉年金受給者数を控除すると148万人となる。これを65歳以上人口に対する比率で見るとそれぞれ66%及び25%となり、前者では一応先進国の水準に達するが、後者ではかなり低い。しかし、これは、わが国の場合多くの先進国と異なつて、年金制度の中核を占める厚生年金保険や国民年金の歴史が浅いため、まだ受給資格者が十分現われていないことによる。わが国の年金制度が成熟期に達すれば、原則としてすべての老人が年金受給資格を有するわけで、潜在的には先進国の水準に達しているといえるだろう。

さて、制度の充実度を示す具体的な基準として、給付内容について比較してみる。ここでは、老齢、廃疾、遺族の三つの事故のうち、最も重要なものとして老齢に焦点をあててみると、まず、年金受給開始年齢については、国によりまちまちであるが、このうち多いのが65歳(ベルギー((女子60歳)),フランス((ただし、60歳から減額年金が支給されている)),ドイツ、オランダ、イギリス((女子60歳)),アメリカ等)である。一般に、ヨーロッパ

諸国の支給開始年齢は、最近の事情を反映して比較的高い線に置かれている。もちろん支給開始年齢と老齢による稼働能力の喪失期間との間に期間的間隙が生じないことが望ましい。この点、わが国では、厚生年金保険で男子60歳(抗内夫は55歳)、女子55歳、国民年金(拠出制)で65歳(60歳からの繰上げ減額支給が認められている。)となっており、国際的には早い支給開始年齢の国に属しているといえる。これと関連して問題となる老齢年金の受給資格期間についてであるが、社会保険方式を採る場合、完全老齢年金を受けるには、一定の拠出又は適用期間を満たすことが必要である。各国の現状は、制度の仕組みの違いに応じ全くさまざまであるが、わが国では、厚生年金保険が20年、国民年金が25年(制度発足にあたり加入時の年齢に応じて時期短縮の経過規定がある。)となっている。

なお、わが国の場合、資格期間が通算されることとなっているが、これについてはさきに述べたとおりである。

次に、年金給付額が一般的な所得水準に比べ、どの程度の水準になつているかをみよう。給付水準の比較の方法としては、現実の年金給付額による方法と理論的に算出される年金給付額による方法と考えられるが、年金制度の歴史の違いなどの諸要因を捨象するため、後者の方法を用いることにする。そこで30年当該年金制度に加入した単身老齢者がその加入期間中製造業の平均賃金(1962年現在、国連労働経済統計年鑑1963年版による)で推移したものと仮定して算出した場合、65歳から支給される老齢年金の額(月額)は、フランス1万3,854円、ドイツ2万2,680円、スウェーデン2万4,500円(定額制の国民年金のみ((65歳支給の減額年金。本来は67歳))。その他に報酬比例制の補足年金があるが、給付額はまだ僅少である。)、イギリス1万7,464円(定額部分のみ、その他に拠出比例部分があるが、給付額はまだ僅少である。)、アメリカ4万5,720円となる。また、この各国の平均賃金に対する比率を計算してみると、それぞれ、フランス39%、ドイツ40%、スウェーデン33%、イギリス24%、アメリカ30%となつている。これに対し、わが国の厚生年金保険の給付水準は、昨年改正による大幅な給付額の改善によつて、被保険者期間30年の場合(60歳から支給)月額1万5,676円、平均賃金に対する比率は57%となつており、率のうえではほぼ先進国並みの水準に達している。

さて、このようにわが国の年金制度は、国民年金法の改正を加えて国際的にも一応の水準に達するとともに、8種類に及ぶ各公的年金制度間の給付水準も足並みをそろえることとなつた。しかしながら、各制度ごとの個別の沿革や改正時の諸事情によつて生じていた問題、たとえば、障害年金や遺族年金を受けるための要件、加入期間など給付額以外の内容にわたる不均衡あるいは相違点が少なくなく、必ずしも社会保障制度としての統一的な構成が貫かれていない状況にあるので、今後の問題としては、これについての逐次整理調整を図るべき時期に至つているといえよう。

また、かねてから懸案である従業員5人未満の事業所に対する被用者保険の適用についても検討を進めるとともに、後述するように巨額にのぼる年金積立金の運用問題についても、今後改善が図られねばならない。

さらに今後における基本的な問題としては、現在国民年金制度において任意加入の取扱いを受けている被用者保険の被扶養者である配偶者に対して、年金制度のうえでどのような座を与えたらよいかなどの問題のほか、年金額を物価など経済的諸条件の変動に応じて改訂するためのスライド制の問題がある。公的年金制度の目的は年金受給者に所定の生活水準を保障することであり、賃金、物価等の経済的諸事情の著しい変動があつた場合、実質的価値を維持するため年金額に所要の改正を行なうことは当然である。このような見地から、これまでにも給付水準の改善が行なわれ、支払中の年金額も引き上げられてきたが、これを自動的に行なう仕組みを作ることが、いわゆるスライド制である。しかし、この場合、調整の具体的基準を何に求めたらよいか、その幅はどの程度としたらよいか、またこれに必要な財源調達をどうしたらよいかなどの問題に加えて、他制度に及ぼす影響も少なくないので、関係審議会において検討を行なつている段階にある。また新たな問題として、国際間の人的交流や外国勤務が増加している今日、年金給付についても国際的な通算措置を検討する必要がある。

最後に、世界各国において逐年著しい年金制度の進展がみられる現在、ILOにおいてもこれを背景として戦前の諸条約の改訂を準備している状況にあるが、わが国においてもこれらの動きと並行して今後とも制度の充実発展に努めなければならない。

厚生白書(昭和40年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

1 国民年金

(1) 適用状況

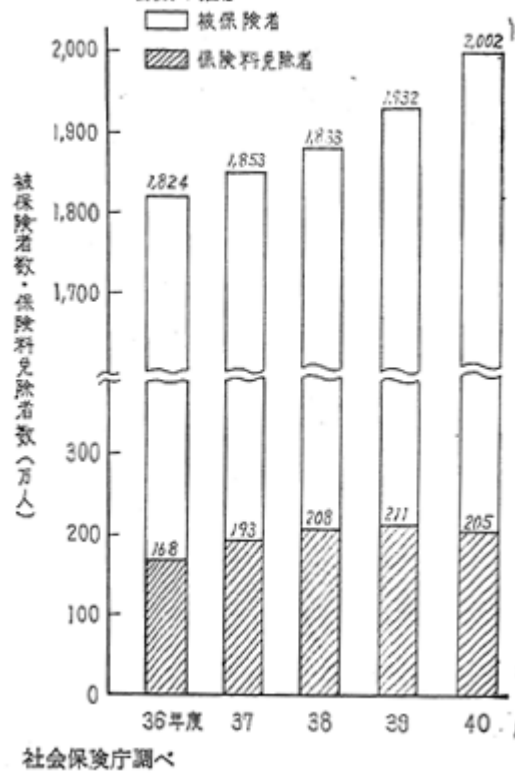
国民年金制度は、日本国内に住所を有する20歳から60歳までの日本国民で農林漁業及び商工業等の自営業者等、他の公的年金制度に加入していない人たちが加入しなければならないことになつている。これらの人々は強制被保険者といわれているが、この強制被保険者のほかに、他の公的年金制度から給付を受けられる者やその配偶者及び他の公的年金制度の加入者の配偶者、学生など強制加入対象から除外されている者についても、自発的に申出があれば、これを任意に加入させる仕組みになつている。

国民年金においては、他の公的年金が被保険者を職場単位には握するのと異なり、被保険者各個人をその住所では握しなければならず、しかも、対象となる人たちが、年金制度に比較的なじみの薄い階層であることから、制度の適用(対象者を加入させること)の面において困難な問題が多い。このため、制度発足以来、国民に対する制度自体の趣旨の普及徹底とあわせ、適用促進のための施策が強力に講ぜられてきた。この結果、適用被保険者数は年々増加し、36年4月保険料拠出開始時において強制被保険者数1,488万2,000人、任意加入被保険者数220万4,000人、合計1,708万6,000人であつたが、41年3月末においては、強制加入被保険者数1,718万4,000人、任意加入被保険者数283万2,000人、合計2,002万人を数えるに至つており、全国的にみれば一応順調に伸展しているといえる。

しかしながら、毎年度行なつている適用対象者調査などから、被保険者となるべき見込者数と適用済みとなつた者とを比較すると、大都市を中心とする一部市町村にはなお未適用者が残存していることがうかがわれる。これらの解消を遅くとも41年度中に行なわないと、老齢年金の受給資格期間を満たせない者(昭和6年4月1日前に生まれた者)も生ずるおそれがあることから、これら対象者に対して、文書勧奨あるいは戸別訪問による勧奨など、最大の努力が傾注されている。また、20歳に到達する者を中心とする若年層の新規加入がまだ着実な伸展をみせていないことが指摘される現状にあるため、若年層に対する適用の促進が今後の重点施策の一つとして取り上げられることになろう(年度別被保険者数の推移については第6-1図参照)。

第6-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第6-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

1 国民年金

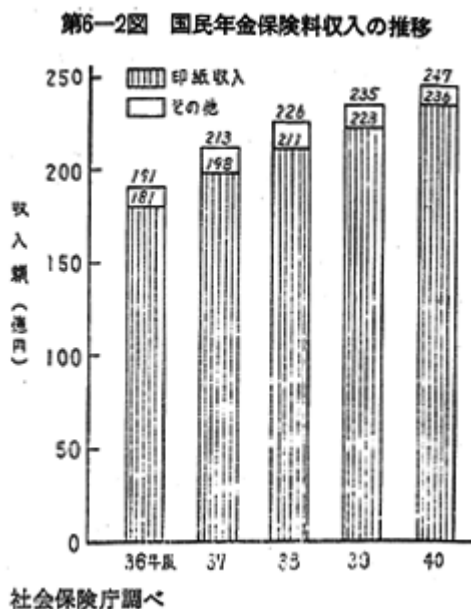
(2) 保険料

国民年金の被保険者は、前述したとおり、農民、自営業者等正確な握がむずかしい階層であるため、他の公的年金制度と異なつて、均一拠出、均一給付のたてまえをとつている。

保険料の額は、20歳～35歳までは月額100円、35歳以上は月額150円(42年1月からは35歳までは月額200円、35歳以上は月額250円)となつており、その保険料の納付方法は、原則としてスタンプシステムをとつている。すなわち、被保険者は、市町村役場で印紙を購入してこれを国民年金手帳にはりつけ市町村の検認を受けることによつて保険料を納付する仕組みになつている。

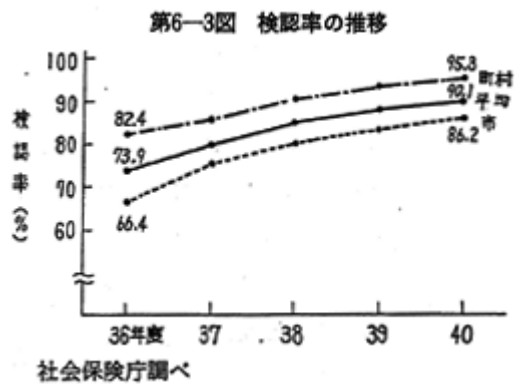
保険料収入は、この印紙による収入のほか、前年度以前の未納保険料が現金で納められるもの、将来の保険料をまとめて前納する前納保険料、保険料を免除された被保険者が後日になつて免除された保険料を納める追納保険料がある(年度別保険料収入の推移については、第6-2図参照)。

第6-2図 国民年金保険料収入の推移



保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率というのは、被保険者が保用料を納付すべき月数に対する検認済月数の比率であつて、その年度分の保険料の収納割合を示すものである。検認率は年々着実に向上しており、39年度末においては全国平均88.1%の実績を示しており、40年度末においては90.1%に達した(第6-3図参照)。

第6-3図 検認率の推移



なお、保険料収入の向上を図るため、さらに未納者に対して納付書の発行、一部都道府県においては、督促状を発行するなどして、積極的な徴収体制がとられつつある。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

1 国民年金

(3) 納付組織

国民年金の保険料はスタンプシステムを原則としているが、実際問題として、被保険者の全員が市町村役場まで国民年金手帳と現金を持つて保険料を納めに行くことを期待するのは困難である。

このため、市町村では、被保険者の保険料納付の便宜のために、納付組織の育成強化を図っている。

納付組織の形態は個々の市町村により異なるが、これを大別すると、町内会、部落会などの自治組織、婦人会、納税組合など地域を基盤とした既存の各種の組織を利用するものと、国民年金委員、保険料納付組合など国民年金独自のものとして設置されているものがある。

これらの納付組織の数は、40年4月1日現在27万、被保険者の組織加入率は85%である。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

1 国民年金

(4) 保険料免除

国民年金の被保険者には,無職者,失業者も含まれており,また,長い被保険者期間の間には,保険料を納付できない状態におちいることも十分考えられる。したがつて国民年金制度においては,他の公的年金制度にはみられない保険料免除制度が設けられ,免除された期間については,年金額が保険料相当分だけ減額される以外は保険料納付済期間と同様に取り扱われる。

免除には,障害年金,及び障害・母子・準母子の福祉年金の受給権者であるとき,生活保護法などの生活扶助を受けているときのように届出をして,該当した月から免除される法定免除と,申請して承認されれば,承認された月から免除される申請免除の二通りがある。39年度末における免除者数は210万9,000人,免除率は12.7%であつて,その数値は最近ほぼ安定してきたように見える。この免除率を地域別にみると,九州,東北,四国等の地域の県が比較的高く,大都市周辺では低くなつており,地域間の所得格差をおおむね反映している。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

1 国民年金

(5) 給付

拠出制国民年金における給付には、老齢、通算老齢、障害、母子、準母子、遺児、寡婦の七つの年金給付のほか、死亡一時金の給付があるが、老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金は、その受給資格要件が長期であるため、まだ受給者は生じていない。

障害、母子、準母子、遺児の各年金については、最低1年間の保険料納付を要件としているので、37年からその支給が開始されている。なお、障害年金については、内部障害のうち、従来支給対象とされていなかった結核、精神病が39年度から新たに支給対象に加えられ、40年度から、さらに精神薄弱も支給対象に加えられた。

死亡一時金は、保険料納付期間3年以上を要件としており、39年度から支給が開始されている。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

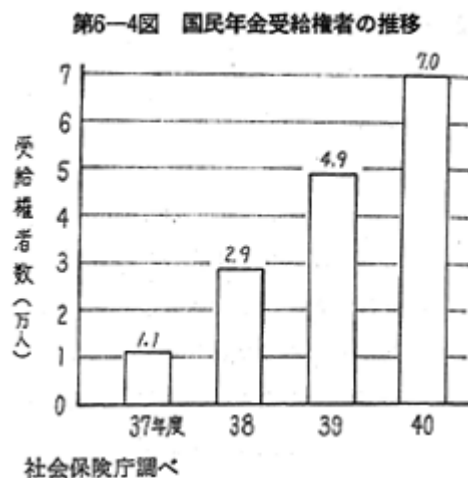
1 国民年金

(6) 財政

国民年金においては、給付状況でみたように、給付が本格化していないため、毎年の保険料収入の大部分は将来の給付に備えて積立金として積み立てられている。

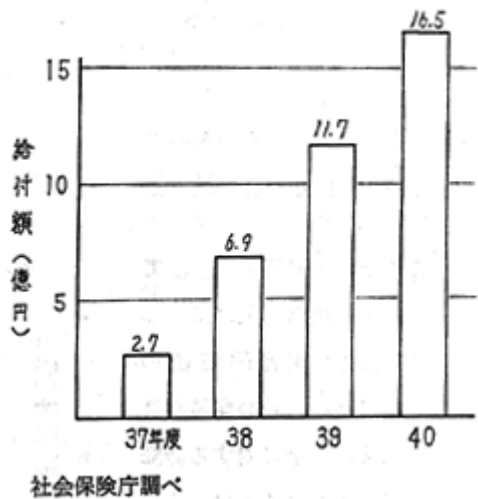
この制度に対する国庫負担は、保険料額の1/2で拠出時において繰り入れられるが、国の負担割合は他の制度に比して高い。また、免除された保険料についてもその額の1/2の国庫負担が行なわれている。積立金の総額は39年度末において1,475億円に達している。このほか、国は、国民年金の事務に要する経費を負担しているが、市町村における事務取扱いに必要な国の交付金は市町村が現実に国民年金の事務執行に必要な費用に比べて十分なものとなつていないため、事務費交付金は、41年度において大幅の増額が行なわれた。

第6-4図 国民年金受給権者の推移



第6-5図 国民年金給付額の推移

第6-5図 国民年金給付額の推移



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

2 福祉年金

(1) 年金額及び受給権者

無拠出制の年金である福祉年金は、70歳以上の高齢者、20歳以上の重度の身体障害者及び夫と死別して母子の状態にある者を対象に、拠出年金の全面実施よりも1年半早く、34年11月1日から支給が開始された。

その額は第6-1表のとおり、発足以来これまで2回にわたつて引き上げられており、十分とはいえないまでも、高齢者や身体障害者に対して有力な生活のささえとして大きな役割を果たしている。

第6-1表 福祉年金額の引上経過

第6-1表 福祉年金額の引上経過 (単位:円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
34. 11. 1	12,000	18,000	12,000	—
36. 4. 1	—	—	—	(創設)12,000
38. 9. 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40. 9. 1	15,600	24,000	18,000	18,000

社会保険庁調べ

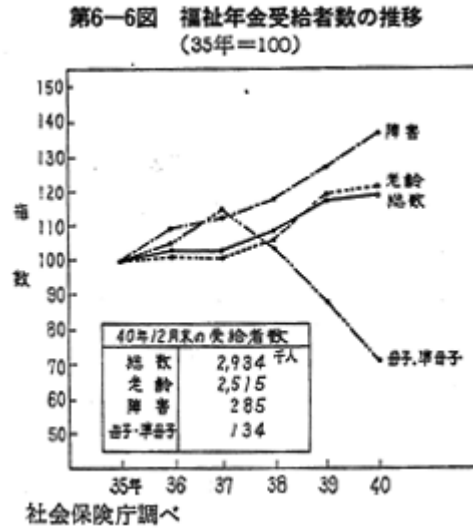
特に、これまで、公的な所得保障の対象外にあつた農業従事者等に対して、拠出年金制度の実施に一步先がけて年金制度の意義を広め、また、消費者物価の上昇等に対しても、年金額の引上げによつて常にその実質的価値の維持に努め、社会保障制度たる国民年金に対する認識を深めてきたことは、その年金額の低さのために、ややもすれば見落されがちであるが、特に注目されるべきであろう。

福祉年金を受けている者の数の推移は、第6-6図に示すとおりであるが、40年12月31日現在の受給者総数は293万4,000人に達しており、34年11月1日に一斉に受給権を取得した人々の裁定請求があらかた出そろつたと思われる35年12月31日現在の247万8,000人に比べて、45万6,000人、18%の増となつている。このうち老齢福祉年金を受けている者の総数は252万人であるが、これは厚生省人口問題研究所の39年の男女年齢別将来推計人口による40年の70歳以上人口の70%に相当しており、70歳以上の老人の10人中7人までが老齢福祉年金を受けていることを示している。福祉年金の受給者数は、36年以来毎年行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、制限の緩和、あるいは年々の経済変動に伴う所得の伸びの影響により年次によつて少なからぬ増減があり、必ずしも老齢人口の増加に比例して増加するとは限らないが、年次別に70歳以上人口と対比してみると、第6-7図に示すとおり、38年以後はおおむね69%を上下している。37年から38年にかけては急激に増加しているのは、37年10月に公的年金と福祉年金との併給限度額が一挙に引き上げられ、また、38年には扶養義務者の所得による制限が大幅に緩和されたためである。障害福祉年金は、当時視聴覚障害及びし体不自由を支給対象として発足したが39年、40年と2か年にわたつて、その支給要件の緩和及び支給対象の拡大が行なわれ、結核及び精神障害もその支給対象に加えられた結果、新たに受給権を取得した者が増加している。母子福祉年金の受給権者は、38年からしだいに減少しているが、これは、37年以後拠出年金の支給開始によつて、夫を亡くした場合は拠出制の母子年金を受けられることとなり、母子福祉年金について新規に裁定を受ける者が減少したことと、発足時にいつせいに母子福祉年金を受ける権利

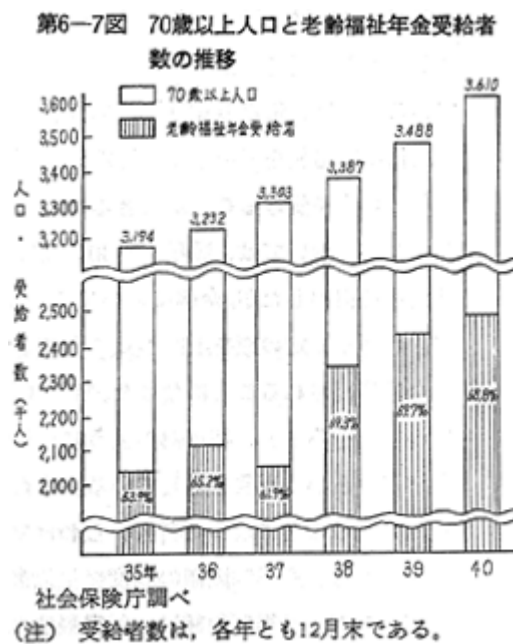
を得たものの支給要件となる子が、義務教育を終了し、逐次失権していることによるものである。

なお、34年に福祉年金の制度が発足してから40年11月までの間に、受給権の裁定を受けた者は、延べ470万人となつている。

第6-6図 福祉年金受給者数の推移



第6-7図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

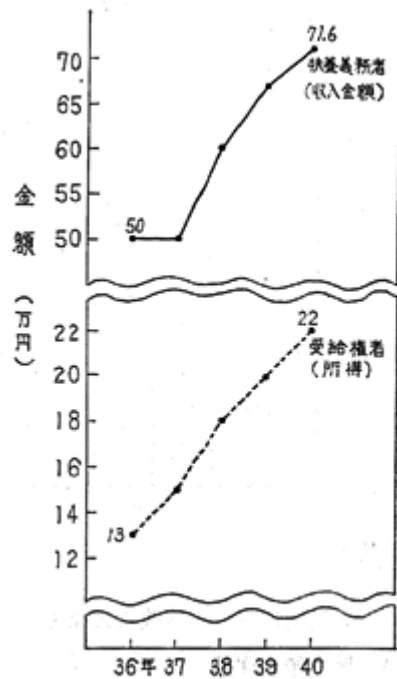
福祉年金は、国の財政負担の事情もあつて、少なからぬ支給制限の規定が設けられているが、大別して(ア)所得によるもの、(イ)他の公的年金制度からの給付を受けることができることによるもの、(ウ)夫婦同時受給によるものに分けることができる。40年11月30日現在権利の裁定を受けたもので、これらの支給停止の事由に該当して、福祉年金の支給を全額停止されているものは、41万7,000人となつている。また、まだ権利の裁定を受けていない受給権者がかなりあるとみられるが、その大部分はこれらの支給停止に該当するため請求をしていないものと思われる。

所得制限には、受給権者、受給権者の配偶者、及び受給権者の民法上の扶養義務者の所得によるものの3種類が設けられている。福祉年金を受けているものは、毎年6月、受給権者、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得を市町村を経由して都道府県知事に届け出て、前年に引き続いてその年の年金を受けることができるかどうかの決定を受けることになつている。40年においては、同年9月30日までに、269万4,000人の受給者が所得状況届を提出したが、全国においてこのうち3.4%に相当する9万3,000人が、所得が規定の額を上回つたことによつて、同年5月以降の年金の支給が全額停止されることになつた。新たに支給停止になつたものの地域別分布の状況を見ると、都市部のように所得水準の比較的高い地域に制限該当者が多いという現象を呈している。また、前年は支給停止であつたのが、支給されることになつた者もいるわけであるが、その人員は、全国で5万人弱である。所得制限額の制度発足以来の推移を示すと第6-8図のとおりであるが、所得制限額は、所得税法の改正に伴つて、自動的に上がるような仕組みになつているほか、毎年一般的な所得の伸びに応じ、改正が加えられてきた。所得制限に該当する者のうち、受給権者の民法上の扶養義務者である子、孫、父母、兄弟姉妹の所得が制限額をこえるために支給を停止されるものが3種類の所得制限中最も多く、しかも、その所得は直接受給者に帰属しないので、その廃止ないしは大幅な制限額の引き上げを要望する声かとみに強くなつている。

福祉年金は、恩給、扶助料、厚生年金など他の公的な年金制度からなんらかの保障をされている人に対しては、その支給を制限することになつている。34年11月の制度発足の当初は、公的年金の額が福祉年金の額を下回る場合にのみ、その差額を支給することになつていたが、37年10月から公的年金の額と福祉年金の額を加算して2万4,000円(公的年金が戦争公務によるものであるときは7万円)をこえる場合に、超過額相当分について福祉年金の支給を停止することとされた。その後、公的年金が戦争公務によるものであるときの制限額7万円は、39年1月に8万円、40年10月に10万2,500円にそれぞれ引き上げられた。福祉年金と公的年金との併給調整は、福祉年金または他の公的年金の額が上がるごとに42万人をこえる該当受給者から国民年金証書の提出を求めて行なわねばならず、相互に多大の手間を費やしている。将来は、公的年金の給付額が福祉年金の額を下回ることをないよう最低保障をして、福祉年金との併給が避けられるような措置がなされることが望まれている。

第6-8図 福祉年金所得制限額の推移

第6-8図 福祉年金所得制限額の推移



社会保険庁調べ

(注) 配偶者は、各年とも非課税限度額である。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

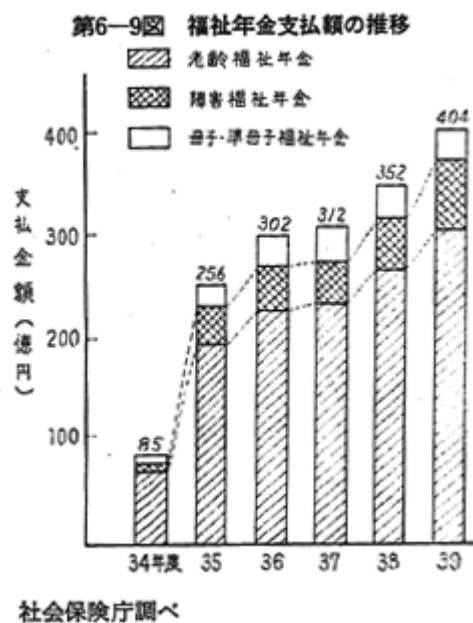
第2節 年金制度

2 福祉年金

(3) 給付費の状況

福祉年金の支払いに要する財源は、全額国庫負担として、毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。福祉年金の支払いは、35年3月3日から開始されたが、その支払われた金額の総額は、39年度末現在約1,711億円に達している。これを年度別及び年金種別にみると第6-9図のとおりであり、毎年度増加をみているが、これは受給者の自然増加及び年金額の引上げ等の内容改善によるものである。

第6-9図 福祉年金支払額の推移



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(1) 被保険者

厚生年金保険は、政府が保険者となつて事業運営を行なつている。

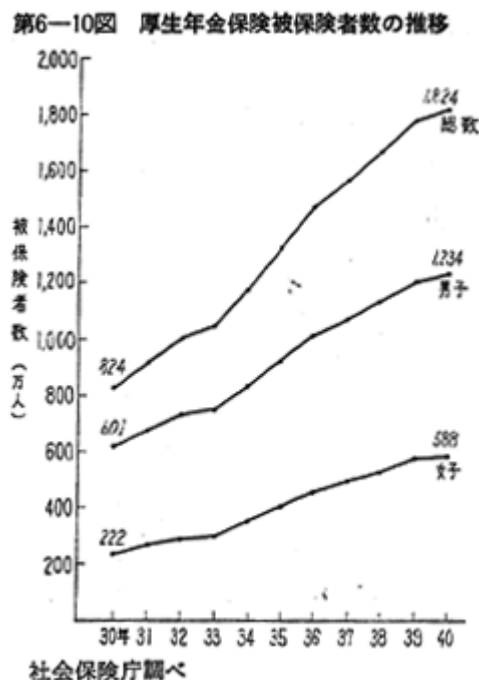
厚生年金保険への加入については、まず、原則として強制加入のたてまえをとつており、会社、工場、鉱山、商店などのうち常時5人以上の従業員を使用している事業所に勤務している者が、加入を強制されている。強制加入の範囲は、第5章で述べた健康保険の場合と全く同じである。

厚生年金保険への加入は、強制加入のほか、サービス業、農林漁業及び5人未満の事業所などの事業所の事業主が従業員の1/2以上の同意を得たうえで都道府県知事の認可を受けて、従業員全員が加入する任意適用、個人の加入の希望により事業主の同意を得て都道府県知事に申請し、認可を受けて個人で加入する任意単独加入及び被保険者期間が10年以上ある者で事業所を退職したが老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないため、都道府県知事に申し出て加入を継続する任意継続加入がある。

これらの被保険者は、性別、従事する作業の種類によつて第1種被保険者(一般男子)、第2種被保険者(女子)、第3種被保険者(坑内夫)及び第4種被保険者(任意継続)に区分されている。

厚生年金保険の被保険者数は、第6-10図で見るとおり、毎年増加の傾向をたどり、30年から40年までの10年間に2.2倍となつている。

第6-10図 厚生年金保険被保険者数の推移



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(2) 標準報酬及び保険料

厚生年金保険における給付額及び保険料は、被保険者の報酬月額を基礎として算出されることになつている。この標準報酬は昭和40年6月の法律の一部改正によつて同年5月以後下限が3,000円から7,000円に、上限が3万6,000円から6万円にそれぞれ引き上げられ、第1級から第23級までに区分されている。

厚生年金保険の給付に要する費用は、被保険者と事業主がそれぞれ折半して負担する保険料及び国庫負担によつてまかなわれている。この場合、保険料は保険財政の均衡を保つために支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照らして5年目ごとに再計算が行なわれることになつており、39年における再計算の結果40年6月に法律の大改正が行なわれ、給付の大幅な引上げが行なわれたが、これに見合う保険料の引上げを直ちに行なうことは現状として困難なため、とりあえず保険料率は第1種被保険者55/1,000、第2種被保険者39/1,000、第3種被保険者67/1,000、第4種被保険者55/1,000とされた。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(3) 給付

厚生年金保険の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金の年金給付と障害手当金及び脱退手当金の一時金給付とがある。これらの各種保険給付の額は、原則として基本年金額と加給年金額が基準となつて算出される仕組みになつている。基本年金額は次のように計算される。

基本年金額=(定額部分)+(報酬比例部分)

(定額部分)=250円×被保険者期間の月数

(注) 通算老齢年金及び特別老齢年金以外の額を計算する場合、被保険者期間の月数が240に満たないときは240とし、360をこえるときは360として計算する。

(報酬比例部分)=平均標準報酬月額×10/1,000×被保険者期間の月数

(注) 老齢年金、通算老齢年金及び特別老齢年金以外の額を計算する場合、被保険者期間の月数が240に満たないときは240として計算する。

また、第3種被保険者期間の月数は、すべて4/3倍して計算される。

加給年金額は配偶者及び18歳未満又は廃疾の子1人につき4,800円となつている。

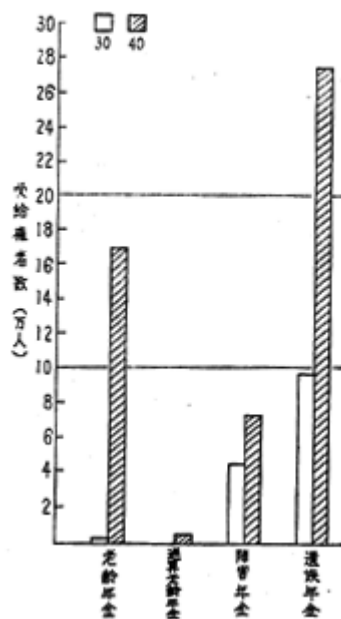
厚生年金保険の年金額は、29年以来35年に若干引き上げられたのみできわめて低額であつたが、40年6月の法律の改正によつて6万円の最低保障額が設けられ、既裁定年金もすべて改正後の計算方式によつて再計算するなどして2倍から3倍に引き上げられた。支給要件も緩和され、老齢給付は65歳以上の人には、被保険者として加入が続けられていても支給されることになつた。このほか旧令共済組合(旧陸海軍及び外地の現業従事者の共済組合)の期間と通算して一定の要件に該当する者には特例老齢年金を支給すること、遺族年金の妻の年齢制限を撤廃すること、特例として2年以上の被保険者期間があつて46年5月31日までに被保険者の資格を喪失した女子に対しては従前どおり脱退手当を支給することなどの改正が行なわれた。

なお、年金受給権者数について30年と40年を比較すると第6-11図のとおりであり、老齢年金は50倍、障害年金は1.3倍、遺族年金は2.7倍となつており、この増加傾向は今後ますます増大し、10年後の50年には、現在の約4倍になるものと見込まれている。

また、年金額について30年と40年を比較すると第6-12図のとおりであり、被保険者期間が長期化し、平均標準報酬月額が上昇することによつて年金額も高額となつてくることがわかる。

第6-11図 厚生年金保険年金受給権者数の推移

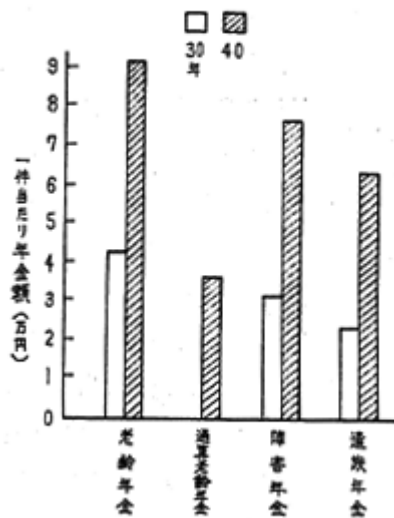
第6-11図 厚生年金保険年金受給権者数の推移



社会保険庁調べ

第6-12図 厚生年金保険1件当たり年金額の推移

第6-12図 厚生年金保険1件当たり年金額の推移



社会保険庁調べ

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(3) 年金給付の支払

年金給付の支払いは、従来社会保険事務所における窓口払い又は遠隔地への送金払いの方法によつて行なつていたが、社会保険事務所の事務の合理化と受給権者の便利を図るため、39年度以降、支払方法の改善を行なつた。すなわち、昭和40年2月期から大阪府等5府県の受給権者につき、昭和41年2月期からは全受給権者について、社会保険庁から電子計算機組織を使用して受給権者の指定した銀行及び信用金庫の預金口座又は郵便局へ直接送金する方式を実施した。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

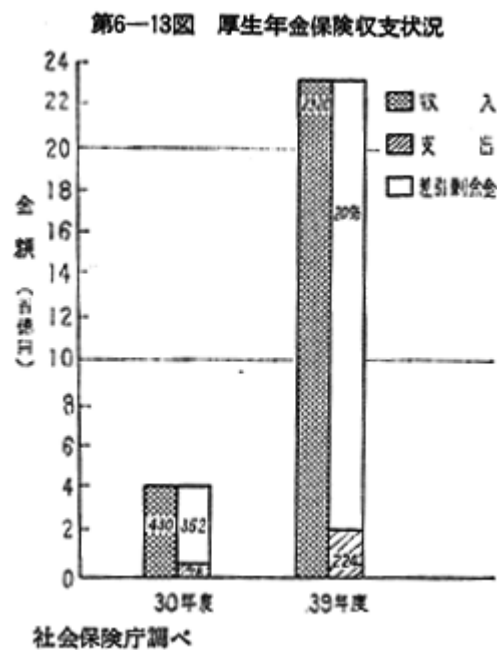
第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(4) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と保険事業運営に要する事務費に大別される。前者は、その約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者は、その全額を国庫が負担している。30年度及び39年度における財政収支状況は、第6-13図のとおりである。

第6-13図 厚生年金保険収支状況



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(5) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに被保険者や受給者のために次のような福祉施設を設けている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(5) 福祉施設

ア 厚生年金病院

被保険者に対し、高度の医療を提供するための総合病院が東京、大阪、北九州に、整形外科を主体とした病院が登別(北海道)、湯河原(神奈川)、玉造(島根)に、また、成人病あるいは慢性疾患の専門病院が湯布院(大分)に設置されている。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(5) 福祉施設

イ 厚生年金会館

被保険者のための文化的総合施設としてホール,会議室,結婚式場,各種学園,ホテル,食堂,娯楽室などを有する厚生年金会館が東京にあり,ホテルを主体とした厚生年金会館が湯ヶ原に設置されている。また大阪にも東京と同程度の規模を有する厚生年金会館の建設が進められている。

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(5) 福祉施設

ウ 老人ホーム

老齢年金受給者等を対象とした有料の厚生年金老人ホームが函館,福島,長野,熱海,高松,北九州,長崎,姫路,大宮,奈良及び別府に設けられている。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

3 厚生年金保険

(5) 福祉施設

Ⅰ 体育施設

被保険者のための総合運動場として、野球、テニス、バレー、陸上競技(運動会)、プール、ゴルフ練習などの設備を有する東京スポーツセンターがある。また、西宮にも東京の施設より大規模のものの建設が進められている。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

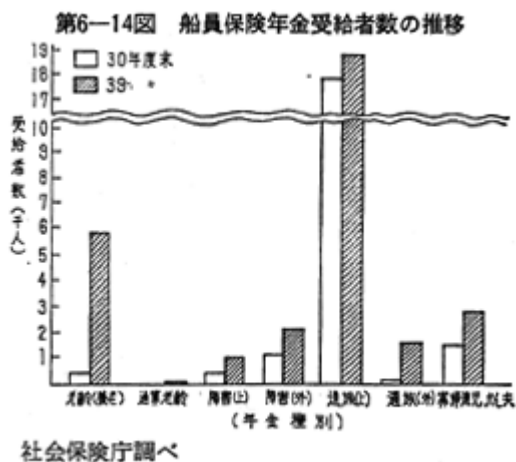
4 船員保険(年金部門)

船員保険制度は、疾病給付や失業給付のほかに被保険者の老齢、廃疾、死亡等の保険事故について年金又は一時金の給付を行なう年金部門をもっている。

船員保険の年金給付は、所得保障的な給付と災害補償的な給付の二つのものを含んでいる。前者は陸上労働者に対する厚生年金と同様のものであり、後者は船員法に規定された船主の災害補償責任の肩代わりをするもので、いわば陸上労働者に対する労働者災害補償保険と同様のものである。年金給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、脱退手当金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金の各一時金の給付がある。

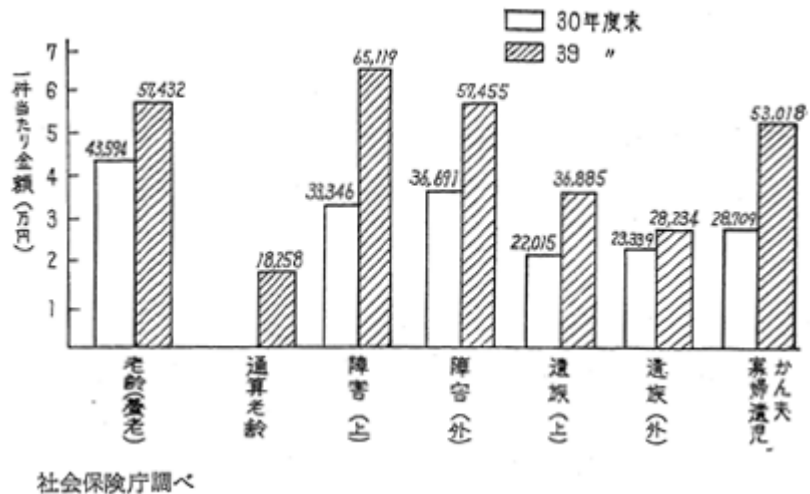
年金部門の適用状況は、疾病部門において述べたとおりであるが、おもな給付金の給付状況は次のとおりであり、これを図示すると第6-14図、及び第6-15図のとおりである。

第6-14図 船員保険年金受給者数の推移



第6-15図 船員保険年金1件当たり金額の推移

第6-15図 船員保険年金1件当たり金額の推移



第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 老齢年金

老齢年金は、原則として加入期間が15年以上の者に対して、55歳から支給される年金で、年金額は厚生年金と同じく定額の部分と在職中の報酬に比例する部分から構成されている。

36年度末における老齢年金受給者数はわずか415人で、その1人当たりの平均年金額は4万3,594円であつた。このように受給者数が少なかつたのは、この年金が一定の加入期間を必要とする年金であり、制度発足後14年しか経過していない段階であつたことを考えれば当然のことといえるが、一方年金額も、船員の老後を保障する年金としては、十分なものとはいへなかつた。しかし、その後受給者数も年々増加し、また、35年5月には、年金額の報酬比例部分の引上げが行なわれ、同年度末では、受給者数が30年度末に比して5.8倍の2,420人となり、年金額では1.2倍の5万3,479円となり、9,885円の上昇を示した。39年度末では、受給者数はさらに増加して36年度末に比して14.2倍の5,896人となり、年金額は1.3倍の5万7,433円となつて、1万3,838円の上昇を示した。

さらに、40年5月には、急速な経済成長、生活水準の上昇に即応するため、定額部分において2.5倍、報酬比例部分において約1.7倍の大幅な年金額の引上げが行なわれ、同年11月末の平均年金額は、30年度末に比して2.7倍、39年度末に比して2倍の11万6,843円となり、年金としての実質を備えるに至つた。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

4 船員保険(年金部門)

(2) 障害年金

船員保険の障害年金には、業務に関係なく発生した私傷病の場合の所得保障的性格のものと、業務上の公傷病の場合の災害補償的性格のものがあり、年金額の算出方法もそれぞれ異なっている。

30年度末における障害年金受給者数及び1人当たり平均年金額は、私傷病において1,170人、3万6,691円で、公傷病においては447人、3万3,346円である。だが、39年度末においては、30年度末と比較すると、私傷病において、受給者数は1.9倍の2,176人、年金額は1.6倍の5万7,455円、公傷病においては、受給者数が2.4倍の1,065人、年金額が2倍の6万5,119円と上昇し、私傷病と公傷病とあわせて年金額においても30年度末の3万5,766円が39年度末では5万9,973円になつており2万4,207円上昇している。

さらに、40年5月には、老齢年金額の大幅な引上げに伴い、私傷病の障害年金額も引き上げられるとともに、6万円の最低保障制度が設けられ、同年11月末の私傷病による障害年金の平均年金額は、30年度末に比して2.3倍、39年度末に比べて1.5倍の8万5,537円となつた。

なお、公傷病による障害年金額についても陸上の労働者災害補償保険法の改正に合わせ、41年2月から年金額の引上げが行なわれた。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

4 船員保険(年金部門)

(3) 遺族年金

遺族年金は、船員保険の被保険者や被保険者であつた人が死亡した場合に、死亡者の収入によつて生計をたてていた一定の範囲の遺族に支給される年金であるが、遺族年金も障害年金と同様に、死亡の原因が私傷病の場合の所得保障的なものと公傷病の場合の災害補償的なものとがあり、年金額の算出方法も、それぞれ異なつている。

30年度末における遺族年金受給者数及び1人当たり平均金額は、私傷病において82人、2万3,339円、公傷病において1万7,967人、2万2,015円であつたが、37年4月に、私傷病の場合の遺族年金の支給要件と遺族の範囲を拡大した結果、39年度末においては、30年度末と比較すると、私傷病において、受給者数は26.2倍の2,150人、年金額は1.2倍の2万8,234円、公傷病においては、受給者が1.1倍の1万8,868人、年金額が1.7倍の3万6,885円となつた。

さらに、40年5月には、老齢年金額が引き上げられたことに伴い、私傷病の遺族年金額も引き上げられるとともに、6万円の最低保障制度が設けられ、同時11月末の私傷病による遺族年金の年金は、30年度末に比べて2.8倍、39年度末に比べて2.3倍の6万5,044円と大幅に上昇した。

なお、公傷病による遺族年金額についても41年2月から引上げが行なわれた。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

4 船員保険(年金部門)

(4) 行方不明手当金

船員が業務上の理由で、たとえば航行中の船舶から転落して行方不明になつたような場合には、船員保険では、3か月たつてもなお行方不明の場合にその人は死亡したものと推定して、それ以後、遺族年金などが支給されることとなつているので、この間の遺族に対する補償として、行方不明手当金の制度が、38年8月から設けられ、39年度においては、2,656万5,250円を支給している。

第6章 所得を得ることができなくなつた場合の年金制度はどうか

第2節 年金制度

4 船員保険(年金部門)

(5) その他

その他の給付のおもなものについて、30年度と39年度を比較してみると病気やけががなおつた場合において障害年金をもらえない程度の障害が残つたときに支給される障害手当金は、私傷病において一件当たり1.3倍の16万0,858円、公傷病において2.1倍の22万4,794円、公傷病により死亡した場合において、遺族年金を受ける資格のない遺族に支給される遺族一時金は2.8倍の87万7,952円にそれぞれ上昇している。

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

第3節 年金積立金の運用

1 厚生年金保険と国民年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金の適用を受ける者の数は、わが国の公的年金制度の適用を受ける者の約89%を占めるものとされ、年金制度の中核的存在であり、この二つの年金制度がその目的とする年金給付のために、年々準備しているいわゆる年金積立金の性格等の概要は、次のようなものである。

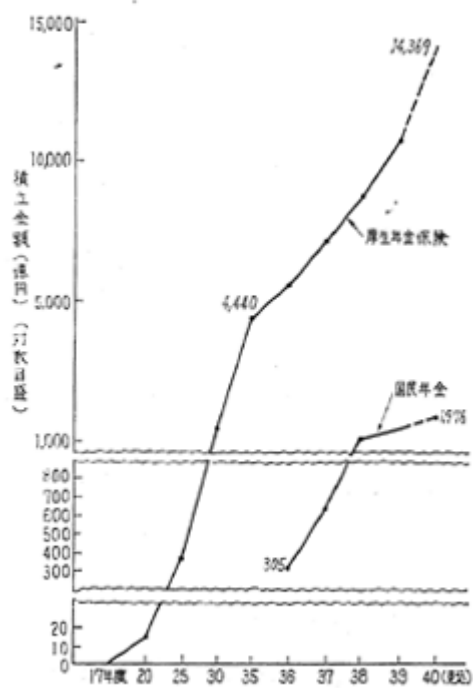
年金制度は、老齢による所得の喪失を保障することを主たる目的としており、制度発足時にはそれほど年金給付を必要としないものであるが、数十年を経過すると巨額の給付が必要となってくる。このぼう大な経費を財政上どのように措置するかということが、年金制度における財政方式の問題である。厚生年金保険及び国民年金においては積立方式を採用している。この積立方式とは、将来における年金給付の必要額をまかなうために必要な保険料を定め、この保険料によつて将来の給付に備えようとするものである。この保険料の集積が、厚生年金保険及び国民年金の積立金である。

この積立金の額は、厚生年金保険においては、39年度末には1兆0,996億円に達しており、40年度末には1兆4,369億円になるものと見込まれている。次に、国民年金においては、39年度末の額は1,475億円であり、40年度末には1,976億円程度に達するものと見込まれている。

両年金制度における36年から40年までの最近の5か年間の積立金の年度ごとの状況は、第6-16図のとおりである。

第6-16図 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況

第6-16図 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況



厚生省年金局調べ

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

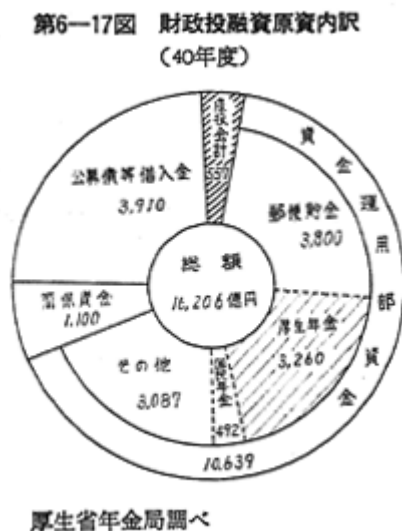
第3節 年金積立金の運用

2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、現在、大蔵大臣の管理する資金運用部に預託されている。資金運用部には、厚生年金保険及び国民年金積立金のほか、郵便貯金の積立金をはじめ他の特別会計の積立金等も預託され、政府資金として財政投融资計画を通じて運用されている。

40年度における財政投融资計画は、当初計画額1兆6,206億円であり、一般会計の当初予算額3兆0,581億円の44%にあたる額である。次に40年度における財政投融资計画の原資は第6-17図のとおりであり、資金運用部資金は1兆0,639億円と財政投融资計画額の66%を占め、財政投融资の原資の大半をまかなっている。また、資金運用部資金のうち、厚生年金保険及び国民年金の原資(40年度に新たに預託される額)は、合計3,752億円であり、資金運用部資金の原資総額の35%を占めており、財政投融资計画の原資の23%にあたる額である。なお、この3,752億円には、40年度以前の積立金ですでに投融资された額のうち、40年度中に回収されるものが再び資金運用部資金として投融资される額は含まれておらず、この額を加える厚生年金保険等の原資の割合はさらに大きくなることとなる。

第6-17図 財政投融资原資内訳



以上のように、厚生年金保険及び国民年金の積立金は、資金運用部資金の中では重要な存在であり、郵便貯金積立金とともに資金運用部資金の中心的存在となっている。

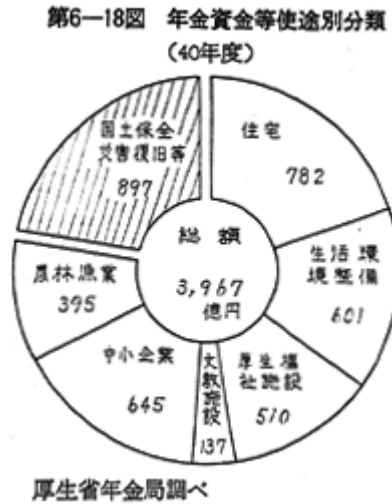
厚生年金保険及び国民年金の積立金は、その運用にあたって財政投融资計画を通じて、他の政府資金とともに運用されていることはすでに述べたとおりであるが、この資金の性格は、将来の年金給付のために被保険者等から強制的に徴収される保険料の集積であるので、その運用にあたっては、次のような点に特に配慮が加えられている。

すなわち、年金資金の運用にあたっては、国民生活の安定向上に直接に役だつ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業に年金資金の75%程度をあてることとしている。)と国民生活の向

上の基盤となる分野(国土保全・災害復旧,道路,運輸通信,地域開発に年金資金の25%程度をあてることとしている。)の二つの分野に限つてあてることとし,特に,このうち毎年度資金運用部に新たに預託する増加見込額の25%相当額は,厚生年金保険還元融資,国民年金特別融資(以下「還元融資」「特別融資」という。)として,被保険者等の生活向上に直接寄与する分野にあてることとされている。

昭和40年度の財政投融资の用途別分類表における年金資金等の状況は第6-18図のとおりである。

第6-18図 年金資金等用途別分類



国民生活の安定向上に直接に役だつ分野である住宅,生活環境整備,厚生福祉施設等に対する投融资の総額は3,070億円で,年金資金等の総額3,967億円の77%に相当するものであり,また,国土保全・災害復旧,道路等に対する投融资総額は897億円で,年金資金等の総額の23%に相当するものである。なお,年金資金等のうち厚生年金,国民年金は,その94%にあたつている(第6-2表参照)。

第6-2表 財政投融资用途別分類表(当初計画)

第6-2表 財政投融资使途別分類表(当初計画)
(40年度)

(単位:億円)

	産投会 計出資	資金運用部資金			簡保資金	公 募 債 借入金等	財投合計
		年金資金 等	郵貯資金 等	小 計			
合 計	557	3,967	6,672	10,639	1,100	3,910	16,206
(1) 住 宅	40	782	764	1,546	133	540	2,259
(2) 生活環境整備	1	601	625	1,226	169	614	2,010
(3) 厚生福祉施設	—	510	75	585	—	—	585
(4) 文教施設	—	137	211	348	145	—	493
(5) 中小企業	—	645	990	1,635	110	300	2,045
(6) 農林漁業	158	395	606	1,001	10	—	1,169
(1)~(6) 小 計	199	3,070	3,271	6,341	567	1,454	8,561
(7) 国土保全・災害復 旧	—	184	283	467	39	—	506
(8) 道 路	—	98	150	248	270	766	1,284
(9) 運輸通信	25	359	550	909	139	1,177	2,250
(10) 地域開発	19	256	394	650	65	390	1,124
(7)~(10) 小 計	44	897	1,377	2,274	513	2,333	5,164
(11) 基幹産業	24	—	1,095	1,095	20	123	1,262
(12) 輸出振興	290	—	929	929	—	—	1,219

大蔵省理財局調べ

- (注) 1 開発銀行, 地方公共団体等あらかじめ使途別に配分することが困難なものについては, 実績等を基礎として比例配分した。
2 年金資金等には, 厚生年金, 国民年金, 船員保険及び国家公務員共済組合の新規増加分を計上した。
3 本表は計数整理の結果異動することがある。

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資,特別融資について

還元融資及び特別融資の資金枠は,毎年度資金運用部へ新たに預託される増加見込額の25%相当額であることは,すでに述べたところである。

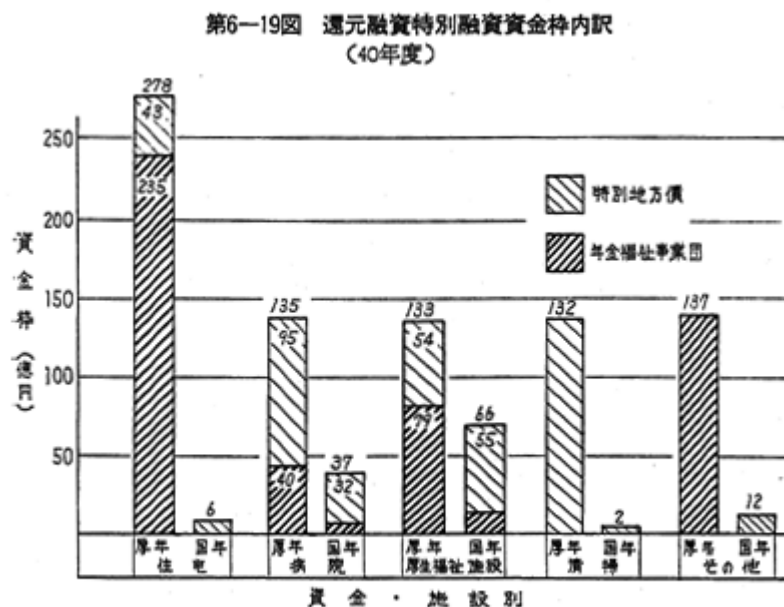
この還元融資,特別融資は,被保険者等の福祉の増進に直接寄与する施設の整備,すなわち住宅,生活環境整備(病院,清掃事業),厚生福祉施設(会館,体育施設,社会福祉施設等)の分野に融資されるものである。

これらの施設の整備に対する融資は,民間向けとして,厚生年金保険適用事業主,船舶所有者及び社会福祉法人等が整備する場合は,年金福祉事業団を通じて行なわれる。

また,地方公共団体向けとして,都道府県,市町村等の地方公共団体が行なう場合は,特別地方債として行なわれる。なお,年金福祉事業団及び特別地方債のほかに被保険者等の福祉増進に寄与するものとして,医療金融公庫,社会福祉事業振興会,公害防止事業団及び国立病院等に対し,その所要資金の一部に対し還元融資資金があてられている。

40年度における還元融資及び特別融資の資金枠の状況は第6-19図のとおりである。

第6-19図 還元融資特別融資資金枠内訳



厚生省年金局調べ
 (注) その他は医療金融公庫,社会福祉事業振興会等への還元融資である。

還元融資の主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は次のとおりである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資,特別融資について

(1) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は,厚生年金保険,船員保険及び国民年金の被保険者等のための福祉施設の設置及び整備をしようとする事業主及び各種法人等に,長期かつ,低利の融資を行なうため,36年に年金福祉事業団法に基づいて設立された特殊法人である。融資の対象となる施設は,住宅,病院,厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設,給食施設,社会福祉施設,生活改善施設)である。

貸付けの相手方は,厚生年金保険適用事業主,船舶所有者,中小企業協同組合,消費生活協同組合,農業協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,日本赤十字社,社会福祉法人等である。

資金枠は,事業発足当時110億円であつたが,その後年々増加し,40年度は370億円に達し,事業団発足後5年目にあたる40年度末の貸付残高は,1,000億円をこえるものと予定されている。

40年度における資金枠の内訳は,住宅235億円,病院45億円,厚生福祉施設90億円である。このうち,住宅については被保険者たる勤労者の住宅事情にかんがみ,事業団融資の最重点事業として,総資金枠の約63%があてられている。

第6章 所得を得ることができなくなった場合の年金制度はどうか

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資,特別融資について

(2) 特別地方債

特別地方債は,都道府県及び市町村等の地方公共団体が,厚生年金保険及び国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接に役だつ施設を設置,又は整備しようとする場合に行なう融資である。

融資の対象となる施設は,住宅(地方公共団体が建設する厚生年金保険の適用を受ける中小企業事業主に賃貸するための従業員住宅及び市町村が貸付ける水洗便所改良資金),病院,厚生福祉施設(休養施設,体育施設及び保育所,母子寮等の社会福祉施設等)のほか,40年度から清掃施設(し尿処理施設,ごみ処理施設)が新たに加えられている。

資金枠については,年金福祉事業団の場合と同様に年々増加しており,特に,厚生年金保険においては,324億円と前年に比べて148億円の増加となつたが,この増枠の大部分は,新規対象事業である清掃事業(132億円)にあてられている。

年金福祉事業団及び特別地方債の39年度における決定の状況は,第6-20図のとおりである。

第6-20図 還元融資・特別融資決定状況

